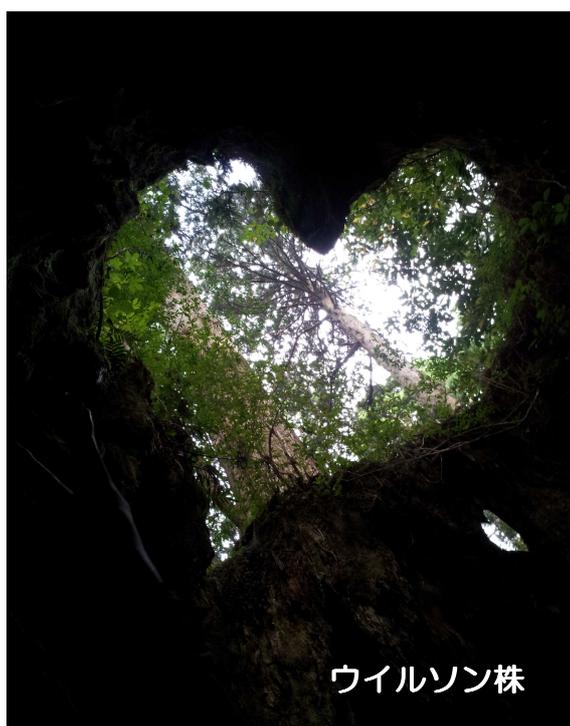


屋久島町 人権教育・啓発基本計画



平成 26 年 3 月

目 次

第1章 基本計画策定の趣旨	【4】
第2章 基本理念及び目標	【4】
第3章 人権教育・啓発の推進方策	【5】
1 人権教育	【5】
(1) 学校教育	
(2) 社会教育	
2 人権啓発(啓発内容の充実)	【7】
(1) 人権に関する基本的な知識の習得	
(2) 生命の尊さ	
(3) 個性の尊重	
3 人権啓発(啓発方法の改善)	【8】
(1) 対象者の発達段階に応じた啓発	
(2) 具体的な事例を活用した啓発	
(3) 参加型・体験型の啓発	
4 分野別施策の推進	【9】
(1) 女性の人権	
(2) 子どもの人権	
(3) 高齢者の人権	
(4) 障がい者の人権	
(5) 同和問題	
(6) 外国人の人権	
(7) HIV感染者・ハンセン病患者等の人権	
(8) 犯罪被害者等の人権	
(9) インターネット等による人権侵害	
(10) 北朝鮮当局による拉致問題等	
(11) その他の重要課題	
5 特定職業従事者に対する研修等	【12】
6 総合的かつ効果的な推進	【13】
第4章 基本計画の推進	【14】

【用語の解説】	【15】
---------	------

資料

○ 世界人権宣言	【19】
○ 日本国憲法(抜粋)	【24】
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	【26】
○ 屋久島町人権教育・啓発基本計画策定委員会設置要綱	【28】
○ 策定委員会委員名簿	【29】

はじめに

本町は、平成19年10月1日、上屋久町と屋久町が合併し屋久島町として誕生しました。

合併後に策定した平成21年度から10年間の「屋久島町第一次振興計画」では、「まちづくりの基本理念」として『悠久の流れの中で、自然と共に生きる知恵と多様な集落の文化がとけあい、人々の営みが循環・持続していくまち』を目指すとしております。また、人権の施策につきましては、第一次振興計画の中で「人権の尊重」を掲げておりますが、この度改めて、人権教育・啓発の指針となる「屋久島町人権教育・啓発基本計画」を策定したところです。

21世紀は人権の世紀といわれています。人権とは、「人が人らしく幸せに生きていくための権利」です。誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利です。しかしながら、現在社会においては、同和問題をはじめ、子どもに対するいじめや虐待、女性や高齢者、障がい者、外国人などに対する偏見や差別、また、インターネット等による人権侵害などの様々な人権問題が、家庭、地域、学校、職場など、私たちの身近なところに存在しています。

人権を尊重する社会をつくるには、人権問題が身近な問題であることを町民一人ひとりが認め合い、多くの町民がすべての人は平等であり、人権はすべての人に保障されていることを理解し、人権を尊重しようとする姿勢を持つことが大切です。

今後は、この「基本計画」に基づき、町をあげて人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりますので、町民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定にあたり、御尽力賜りました、屋久島町人権教育・啓発基本計画策定委員会の皆様に対しまして、深く感謝申し上げます。

平成26年 3月

屋久島町長 荒木 耕治



第1章 基本計画策定の趣旨

人権教育・啓発に関する推進については、平成12年（2000年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」で国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務を定め基本計画の策定を義務づけています。国は、平成14年（2002年）3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を、また、鹿児島県は、平成16年（2004年）12月に「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」を策定しました。

全ての人々に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきましたが、人々を取り巻く環境の急激な変化により、人権に関する新たな課題が生じています。このため、本町の人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として、この基本計画を策定しました。

第2章 基本理念及び目標

1. 基本理念

日本国憲法では、基本的人権の尊重を定め、人間は生まれながらにして法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないとしています。

町民一人ひとりが人権意識を高め、お互いを認め合う心豊かな屋久島町の実現を基本理念とします。

2. 目標

- 町民一人ひとりが、この地に生まれたこと、暮らしていることの喜びを実感できる社会を目指します。
- 家族はもとより、地域の人々などが、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、尊重し合う社会を目指します。
- 町民一人ひとりが、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権問題について正しい理解・認識を持ち、自らの態度・行動として現れる社会を目指します。

第3章 人権教育・啓発の推進方策

1. 人権教育

(1) 学校教育

ア 学校等における人権尊重精神の高揚

学校においては、子どもの発達段階に即して、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした教育が推進されるようにします。特に、学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していきます。また、心に響く道徳教育を推進するため、地域の人材の活用や指導資料の作成などに努めます。

さらに、現在、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中、規範意識を培い、こうした行為が許されないという指導を徹底するなど子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境の確保に努めます。

イ 多様な体験活動の機会の充実

社会教育との連携を図りながら、社会性や豊かな人間性をはぐくむために体験活動の機会の充実を図っていきます。学校教育法の改正の趣旨等を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動をはじめ、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障がい者等との交流などを積極的に推進していきます。その実現のため、実践的な研究や取組の成果を各学校等に普及・展開していくとともに、各学校における指導方法・内容の改善・充実に努めます。

ウ 教職員における人権尊重の理念の理解・体得

人権教育を充実したものにするためには、教職員の力量に委ねられるところが大きく、その役割は重大と言えます。教職員は、その職責を再認識するとともに、常に感性を磨き、実践的指導力を高める不断の努力を払い、豊かな人権感覚を身に付け

なければなりません。

このためにも、本町におけるいじめ、不登校等の実情をも踏まえ、様々な教育課題に応じた計画的・体系的な教職員研修を実施し、教職員の意識の高揚や指導者としての資質向上を図ります。

(2) 社会教育

ア 家庭への支援

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に
する心、善悪の判断など人間形成の基盤をはぐくむ上で重要な役
割を果たし、全ての教育の出発点であることから、その充実を図
ります。特に保護者自身が偏見をもたず、差別をしないことなど
を日常生活を通じて子どもに示していくことが重要であること
から、家庭教育に関する保護者の学習機会や情報提供の充実を図
るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを
抱える保護者への相談体制の整備等を図ります。

イ 地域社会における学習機会の充実

公民館をはじめとする社会教育施設を拠点に、人権に関する学
級・講座の開設や地域住民の相互理解を深める各種交流活動など、
地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図り
ます。さらに、「さわやかあいさつ日本一のまち」づくりを推進
し、町民の融和・連帯が一層高まる住みよい地域づくりを目指し
ます。

また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いや
りの心など豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動など
社会奉仕体験活動・自然体験活動をはじめとする多様な体験活動
や高齢者、障害者等との交流の機会の充実に努めます。加えて、
青年や成人のボランティア活動など社会奉仕活動を充実するた
めの環境の整備を図るとともに、人権に関する学習機会の充実に
努めます。

ウ 効果的な人権教育の推進

学習意欲を高めるような参加・体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及します。特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際、直感的にその出来事がおかしいと思う感性や日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちに態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむ学習プログラムを開発し、提供します。

エ 人権教育を行う指導者の育成・資質の向上

社会教育における指導体制を充実するため、人権教育を先頭に立って推進していく指導者の育成及びその資質の向上を図ります。そのために、社会教育における指導体制を充実するため、指導者研修会の内容、方法について、体験・参加型学習方法を取り入れるなどの創意工夫を図ります。

2. 人権啓発（啓発内容の充実）

（1）人権に関する基本的な知識の習得

憲法を始めとした法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進し、町民の人権に関する基本的な知識の習得に努めます。さらに、町広報誌・町ホームページ・パンフレット・ポスターなどの多様な方法による啓発・情報提供に努めます。

（2）生命の尊さ

人の生命を尊重する意識が薄れていることが指摘されていることから、改めて、命の尊さや大切さ、自分がかげがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進します。

（3）個性の尊重

世間体や人の目を気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識等を是正するため、尊重しあうことの根底には、

各人の異なる個性を尊重するという考え方があることを町民に訴える啓発を推進します。

3. 人権啓発（啓発方法の改善）

（1）対象者の発達段階に応じた啓発

啓発活動は、対象者の理解の程度に合わせて適切に行うことが肝要であり、そのためには、対象者の発達段階に応じて、その対象者の学校、家庭、地域社会、企業などにおける日常生活の経験などを人権尊重の観点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えてもらうなど、手法に創意工夫を凝らします。

また、幼児児童に対する人権啓発としては、「他人の痛みが分かる」、「他人の気持ちを理解し、行動できる」など、他人を思いやる心をはぐくみ、子どもの情操をより豊かにすることを目的として、子どもが人権に関する作文を書くことを通して自らの課題として理解を深めたり、自ら人権に関する標語を考えたりするなどの啓発手法の検討・採用を推進します。

（2）具体的な事例を活用した啓発

人権啓発の効果を高めるためには、身近な事例や具体的な事例を取り上げ、その問題を前提として自由に議論することも、啓発を受ける人の心に迫りやすいことから、人権上大きな社会問題となった事例等を取り上げ、人権尊重の観点から具体的な呼びかけを行うほか、研修会等の講師に人権を侵害された被害者の立場に配慮しつつ、本人の体験を語ってもらうなどの取組を推進します。

（3）参加型・体験型の啓発

各種の人権啓発冊子等の作成・配布や講演会・研修会の実施等は、人権に関する知識や情報を伝えるという観点からは一定の効果がありますが、町民一人ひとりが人権感覚や感性を体得するには限界があることから、啓発の対象者が主体的・能動的に参加できるような参加・体験型学習方法の検討・採用を推進します。

4. 分野別施策の推進

(1) 女性の人権

女性の社会における地位、役割は、戦後、高度経済成長期を迎え、社会経済が成熟するとともに、大きな位置を占めるようになり、女性特有の心遣いは、社会を支える存在として欠かすことのできないものとなってきています。今後も男女共同参画による、社会づくり、家庭づくりを推進し、互いの存在を尊重する心の醸成を図り、女性に対する固定観念やセクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど女性差別のない社会づくりに努めます。

また、女性が自らの意思で社会に参画し、その能力を十分発揮する機会が確保されていることは重要なことから、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を図ります。

(2) 子どもの人権

子どもの人権については、大人たちが、未来を担う子ども一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識し、大人が自らの責任を果たしていくことが求められています。また、児童憲章や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会と広報・出版物等を活用した啓発活動を推進します。

さらに、児童虐待防止に関する広報・啓発に努めるとともに、いじめ、不登校等の問題の解決に向け、スクールカウンセラーの配置など教育相談体制の充実を図ります。

(3) 高齢者の人権

高齢者の人権についての町民の理解と認識を深めるとともに、高齢者が健康で文化的な社会生活を営むため、地域社会に積極的に参画できて、生きがいを感じることでできる地域づくりに努め、人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進します。

また、高齢者への虐待や財産権の侵害は、高齢者の人権を侵害

するものであるという正しい知識の普及を図るとともに、関係団体と連携し、福祉サービス利用援助事業や判断能力の不十分な認知症高齢者については、^{*}成年後見制度の周知と活用を促進を図ります。

(4) 障がい者の人権

障害や障がい者に対する偏見や差別意識を解消し、障害の有無にかかわらず、誰もが支え合いながらともに生きる「共生社会」の普及を図るため、あらゆる機会を通して、啓発活動に努めます。

また、障がい者の財産権や人権などの権利擁護を推進するため、判断能力が不十分で障害の程度により福祉サービスや日常的な金銭管理ができない人のための福祉サービス利用援助事業や成年後見制度などの促進に努めます。さらに、障がい者の人権問題の解決を図るため、福祉事務所など関係機関との連携、鹿児島地方法務局の人権相談の活用を図ります。

(5) 同和問題

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、関係機関や民間団体等と連携し、差別意識の解消に向けた教育・啓発活動を推進します。

また、^{*}えせ同和行為は、同和問題に関する誤った認識を植え付けるなど同和問題の解決にとって大きな阻害要因となっているため、関係機関等と連携し、えせ同和行為排除にむけ、啓発活動を推進します。

(6) 外国人の人権

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人のもつ文化、習慣等の多様性を尊重するなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることを目指した啓発活動を推進します。

また、学校においては、小学校から外国語に親しむ活動や、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の学習活動を充実し、国際理解教育の推進を図ります。

(7) HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

広報誌やホームページ，マスメディア等の広報媒体を通じて，病気に関する正しい知識の普及を図り，エイズ患者やHIV感染者への理解を深めるとともにハンセン病に対する正しい知識の普及を図り，ハンセン病患者に対する差別や偏見の解消に努めます。

(8) 犯罪被害者等の人権

町民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮することができる社会の実現を目指して，犯罪被害者等への理解を深めるための啓発活動を推進します。さらに，情報提供，相談，カウンセリング体制の整備など，精神面での負担軽減等が推進されるよう，関係機関と連携し，支援体制の充実に努めます。

(9) インターネット等による人権侵害

インターネットを利用する一人ひとりが，人権を侵害するような情報をインターネット上に発信しないよう，学校における情報教育や町民を対象とした各種講習会や広報等を通じて，個人のプライバシーや名誉，情報モラルについて正しい理解と認識を深めるよう，人権啓発の推進に努めます。

(10) 北朝鮮当局による拉致問題等

拉致は決して許されない犯罪行為です。その早期解決に向けて，国・関係地方団体と連携・協力して，情報の共有を図り，拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害についての関心と認識を深める啓発・広報の取組に努めます。

また，学校においては，人権教育資料等を活用して教職員への周知に努めるとともに，児童生徒の発達段階に依りて，拉致問題等についての正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

(11) その他の重要課題

これらの他にも，刑を終えて出所した人への差別や偏見，ホームレスに対する嫌がらせや集団暴行，同性愛者への差別といった

性的指向に係る問題，アイヌの人々に対する偏見などの問題があります。このような人権問題に対しても積極的に人権教育・啓発を推進し，それらに関する知識や理解を深め，一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に努めます。

5. 特定職業従事者に対する研修等

人権にかかわりの深い特定の職業に従事するものに対する研修等の一層の推進を図ります。

(1) 行政職員

町職員は，全体の奉仕者として常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められています。町内全域を網羅した実効性のある人権施策を推進するには，町職員の高い人権意識が必要であり，職員自ら行政の責務としての認識を持ち，人権感覚を高めるために積極的に研修に参加し，庁内全体の推進体制の充実をめざします。

(2) 教職員

教職員は，子どもの人格の完成を目指す業務に従事しており，その教育活動を通じて，子どもの成長・発達に大きな影響を及ぼしています。子ども一人ひとりの人格を大切にされた教育活動の徹底を図るとともに，鹿児島県教育委員会における新規採用職員から管理職までの職階に応じた人権教育・啓発の研修のほか，各学校における人権教育・啓発の研修を行い，教職員の人権意識の高揚に努めます。

(3) 医療・保健関係者

医師，歯科医師，薬剤師，看護師，理学療法士，作業療法士など医療・保健に従事する人は，人々の生命や健康に関わる業務に従事していることから，患者や家族のプライバシーに対する配慮やインフォームド・^{*}コンセントの徹底など人権意識に根ざした行動が求められています。このようなことから，医療・保健関係者に対し，人権意識を一層向上させるための人権教育・啓発に関する研修等の充実を要請します。

(4) 福祉関係者

福祉事務所職員，社会福祉協議会職員，社会福祉施設職員，ホームヘルパー，民生委員・児童委員，各種相談員など，社会福祉に従事するものは，社会的・経済的に弱い立場の人々の社会的自立や自己実現を支援する業務に従事しており，プライバシーや人権尊重に十分配慮した行動が求められています。このため，福祉施設等に対し，各職場や養成機関での人権教育・啓発に関する研修等の充実を要請します。

(5) マスメディア関係者

新聞，テレビ，ラジオ等のマスメディアは，人権教育・啓発の媒体として大きな役割を果たしています。その情報は，大きな影響力をもっているため，マスメディア関係者に対し，人権に関する情報提供を積極的に行い，人権教育・啓発のための自主的な取組が行われるよう要請します。

6. 総合的かつ効果的な推進

(1) 人材の育成

人権教育・啓発の効果的な推進に当たっては，町民の身近なところで人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。このため，地域や職場における啓発リーダーや研修指導者の育成を図り，各種研修・講座等を充実させるとともに，県や地区が実施する各種研修の活用を促進します。

(2) 実施主体間の連携

各地域に密着した効果的な人権啓発を行うためには，本町に配置されている5名の^{*}人権擁護委員の活用が有効かつ不可欠です。人権擁護委員が携わる人権作文コンテスト，小学生を対象とする^{*}人権の花運動や人権教室などの啓発活動を推進するとともに，学校教育機関及び社会教育機関，鹿児島地方法務局などと連携の強化に努めます。

(3) マスメディアの活用

人権教育・啓発の推進に当たっては、マスメディアの果たす役割は極めて大きいものがあることから、より多くの町民に人権尊重の理念の重要性を伝えるため、マスメディアを積極的に活用します。

第4章 基本計画の推進

1. 推進体制

この基本計画の実施に当たっては、人権教育及び人権啓発の推進の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とし、関係各課相互の緊密な連絡調整を図り、施策の推進に努めます。

2. 県、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、県、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。本町においては、多様な機会を通じて、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開し、人権意識向上の普及・啓発に積極的な活動をしている人権擁護委員協議会との連携を密にしていきます。

3. 基本計画の見直し

国や県、町の人権を取り巻く状況や、人権教育・啓発の現状に留意し、必要に応じ見直します。

〔用語解説〕

【あ行】

インフォームド・コンセント

「十分な説明を受けた上での（患者の）同意」。患者が医師等から自己の状態や治療について説明を受け理解した上で治療を選択すること。患者と医師等が合同で治療を行うことが、治療環境に最適であるとされている。納得診療ともいう。

HIV・エイズ

HIVはヒト免疫不全ウイルス（Human Immunodeficiency Virus）の略。HIVは感染力の弱いウイルスであり、主に血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することにより感染する。HIV感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ（後天性免疫不全症候群、AIDS）の発症までには平均10年以上かかると言われる。

しかし、近年、医学の進歩により、エイズの発症を遅らせたりする治療法が確立されてきている。

えせ同和行為

えせ同和行為は、会社や個人、官公署などに対し同和問題への取り組みなどを口実として賛助・献金を不当要求したり、高額な書籍を押し売りしたりする行為である。地域改善対策協議会の1961年12月の意見具申では「何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業、行政機関等へ不当な圧力をかける行為」と定義されている。

また、同和利権に絡み、公共事業等への不正な参画を目指す行為も同義として扱われることもある。これらの犯罪行為を行う団体は暴力団と密接に関わっていることが多いため、警察などの監視対象となっている。

【さ行】

諸制度

（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）（人権擁護施策推進法）（男女雇用機会均等法）（障害者雇用率制度）（成年後見制度）など人権に関する法律を指す。

諸条約

(難民の地位に関する条約)(人権差別撤廃条約)(女子差別撤廃条約)
(児童の権利に関する条約)など人権に関する条約を指す。

人権

全ての人間が生まれながらにしてもっている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されない基本的な権利。

人権の花運動

花の種、球根などを、児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想をはぐくみ、情操をより豊かなものにすることを目的とした運動。

人権擁護委員

町長が法務大臣に対し、町議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱する。人権擁護委員は、国民の基本的な人権が侵犯されることがないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることがその使命とされている。

スクールカウンセラー

いじめなど生徒指導上の問題の解決に資することを目的として小学校、中学校又は高等学校に派遣される、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者。スクールカウンセラーは、①児童生徒へのカウンセリング、②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供等の職務を行う。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった者は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがある。このような判断能力の不十分な者の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくための制度である。成年後見制度には、家

庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度がある。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせの意味。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、あらゆる場における様々な態様のものが含まれる。

【た行】

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

ドメスティック・バイオレンス

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者（元配偶者）や恋人など親密な間柄でふるわれる暴力のことを指す。

体を傷つける暴力だけでなく、大声でどなる、大切な物を壊す、性的行為を強要する、生活費を渡さない、子どもを利用して脅すなどの行為もDVに含まれる。

【は行】

ハンセン病

らい菌による慢性の感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低い。仮に発病しても、治療方法が確立されている現在では、早期発見と早期治療により完治する病気である。

ハンセンは、らい菌を発見したノルウェーの医師。

日本においては、1907年（明治40年）、患者を収容する目的で「癩予防二関スル件」という法律が制定され、その後、1931年（昭和6年）「癩予防法」の制定によって、ハンセン病患者を強制的に療養所に収容し、一般社会から隔離するという「隔離政策」が行われるようになった。1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、明治時代から1世紀近く続いた隔離政策はようやく

く終わりを告げた。

しかし、患者の多くは社会の中でいわれなき差別を受け続けて来たため、「ハンセン病」が、差別と人権回復の言葉として使われている。

ホームヘルパー

県知事の指定する「訪問介護員養成研修」の課程を修了した者をいう。講習を受け修了した者に与えられる認定で、国家資格ではない。

ホームヘルパーとは、老衰や心身の障害等の理由により日常生活を営むのに支障のある高齢者や障がい者の家庭を訪ね、身体の介護や家事サービスを提供する人のことをいう。

ホームレス

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避等様々な要因により、特定の住所を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎等で生活を送っている人々。

【ま行】

門地（もんち）

一般的には家柄と同義。個人的価値よりも家を重視し、家系の継承と永続を尊重する伝統的な日本の社会において、個々の家の過去の社会的勢力を評価基準として家単位になされる社会的格付けをいう。

世界人権宣言

【昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日 第 3 回国際連合総会 採択】

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった行為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行なわれた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

- 1 すべての人、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによつて行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的とした法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

（昭和 21 年 11 月 3 日公布 昭和 22 年 5 月 3 日施行）

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日施行)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

屋久島町人権教育・啓発基本計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 屋久島町人権教育・啓発基本計画（以下「計画」という。）の策定を行うために、屋久島町人権教育・啓発基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、計画の素案の策定に関することとする。

(組 織)

第3条 策定委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 人権関連団体有識者
- (3) 町職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(委員長等)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 策定委員会の庶務は、地域総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 1 月 10 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

人権教育・啓発基本計画策定委員会委員名簿

役職	氏名	選出区分
策定委員会 会長	イワカ アキラ 岩川 明	【人権関連団体有識者】 屋久島町人権擁護委員
策定委員会 副会長	カマダ フジオ 鎌田 富士雄	【人権関連団体有識者】 屋久島民生委員・児童委員協議会
策定委員	カミノ リュウイチ 上蘭 隆一	【学識経験者】 屋久島町小・中学校校長会会長
〃	ヨザキ ヤスヒサ 與崎 泰久	【学識経験者】 屋久島高等学校教頭
〃	テラダ エチコ 寺田 エチ子	【人権関連団体有識者】 屋久島町女性団体連絡協議会
〃	カヤ イッセイ 假屋 一成	【町職員】 屋久島町教育委員会教育総務課指導 主事
〃	イデ ヒデオ 井手 英男	【町職員】 屋久島町教育委員会社会教育課指導 主事
〃	ナガタ サネオ 永田 実男	【町職員】 屋久島町福祉事務所所長